

令和7年5月7日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
（公印省略）

認知症施策推進計画の策定促進について（情報提供）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第11条第1項に基づき作成する「認知症施策推進基本計画」について、都道府県、市町村においては、「都道府県認知症施策推進計画」及び「市町村認知症施策推進計画」（以下、推進計画）を策定するよう努めなければならないとされ、推進計画の策定が進められているところです。

今般、厚生労働省から各自治体宛てに推進計画の策定を支援するため、都道府県・市町村向けの推進計画に係る手引き等についてお知らせがありましたので、参考として情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- ・介護保険最新情報 Vol.1381

認知症施策推進計画の策定促進について（令7.4.30 老認発0430 第1号 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

認知症施策推進計画の策定促進について（通知）

計4枚（本紙を除く）

Vol.1381

令和7年4月30日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3973）
FAX：03-3503-7894

都道府県
各 高年齢者保健福祉主管部（局）長 殿
市 町 村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

認知症施策推進計画の策定促進について

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項に基づき作成する「認知症施策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）については、「認知症施策推進基本計画の策定について（通知）」（令和 6 年 12 月 3 日老発 1203 第 4 号厚生労働省老健局長通知）により、通知しているところですが、都道府県、市町村におかれては、法第 12 条第 1 項及び法 13 条第 1 項に基づき「都道府県認知症施策推進計画」及び「市町村認知症施策推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないとされているところです。貴職におかれても推進計画の策定に向けてご尽力いただいていることと存じますが、厚生労働省として各自治体の推進計画の策定を支援するため、下記の取り組みを行っておりますので、推進計画の策定を行う上での参考としていただきますよう周知いたします。

記

1 認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業（令和 6 年度補正予算分）について

当該事業については、「認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業（令和 6 年度補正予算分）の実施について」（令和 6 年 12 月 24 日老発 1224 第 1 号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施しているところです。

当該事業は、都道府県や市町村が、地域住民に対して「新しい認知症観」や法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に立った施策を推進するために、推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助するものであり、今般、令和 6 年度の予算残額の本省繰越を行いました。

本日付で、「令和 7 年度介護保険事業費補助金（認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業）（令和 6 年度補正予算分）に係る協議書類の提出について」（老認発 0430 第 2 号当職通知）により、協議書類の提出依頼を行っておりますので、推進計画の策定に当たって、本事業の活用を検討をお願いいたします。

2 都道府県・市町村向けの推進計画に係る手引きについて

令和6年度老人保健健康増進等事業「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事業」（実施主体：株式会社日本総合研究所）において、「都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引き」が作成されました。

また、同事業「共生社会の実現を図るための施策への認知症本人参画のあり方の調査研究事業」（実施主体：一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ）において、「都道府県・市町村向け認知症施策を本人参画でともに進めるための手引き」が作成されました。

この2つの手引きは、自治体が推進計画を策定する際や、今後の認知症施策を展開する上で参考となるものですので、ご活用いただきますようお願いいたします。

- ・ 都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引き
(参照先：<https://www.mhlw.go.jp/content/001476653.pdf> (手引き)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001476654.pdf> (手引き別添))
- ・ 都道府県・市町村向け認知症施策を本人参画でともに進めるための手引き
(参照先：<https://www.mhlw.go.jp/content/001481697.pdf>)

3 都道府県・市町村向けの推進計画に係る動画について

今般、当省において「都道府県・市町村における認知症施策推進計画の策定に当たっての考え方に関する座談会」を開催し、その模様を厚生労働省「YouTube」公式チャンネルに掲載しております。

当該動画は、推進計画の策定に携わる都道府県や市町村の担当者向けに、計画策定の意義や留意点について、認知症の本人や家族、自治体、専門職それぞれの立場からの考えを座談会形式でまとめたものです。

2で紹介した手引きとともに、ご活用いただきますようお願いいたします。

(参照先：<https://www.youtube.com/watch?v=Wu1NWmsAhfg>)

4 都道府県・市町村向けの推進計画策定に当たっての照会窓口について

推進計画の策定に向けた準備や検討にあたり、昨年度と同様に今年度も都道府県・市町村の担当者からの個別相談を受け付ける相談窓口を設けております。別紙のとおり、有識者の方にも協力いただき相談に応じることとしておりますので、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

5 各自治体における推進計画策定の進捗状況の調査について

例年5月に当課から依頼している認知症施策の取組状況の調査において、昨年度と同様に今年度も「認知症基本法に係る実施状況調べ」の調査項目として、各自治体における推進計画の策定に向けた検討状況や計画策定期間等について調査を実施する予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

認知症施策推進計画に関する 自治体向け個別相談 はじめます

計画策定にあたって
まず何をどのように
進めていけば良いの？

認知症の人や
家族の声を
どのように施策へ
反映すれば良いの？

既存の認知症
施策を変える
必要はあるの？

そのお悩み、お答えします

認知症施策推進計画の 策定方法やプロセス

- ・ 計画を策定するにあたって、まず何をどのように進めていけばよいか
- ・ 自治体が策定する計画は、国が策定した計画とどの程度整合が取れている必要があるか
- ・ 策定期間や既存の行政計画との関係性はどのように考えればよいか

認知症の人および 家族等の意見聴取

- ・ 意見を聴く認知症の人および家族等にどのようにアプローチすればよいか
- ・ 認知症の人および家族等の意見を、どのような方法で聴取すればよいか
- ・ 実際に聴取した意見を、どのように施策へ反映すればよいか

その他

- ・ 基本法や国の認知症施策推進基本計画を受けて、今後自治体として、認知症施策をどのように変えていく必要があるのか
- ・ 認知症施策の実施状況や効果について、どのように評価していけばよいか
- ・ 庁内の関連する他部署とどのように連携を進めていけばよいか など…

★認知症施策に詳しい有識者の皆様にも、ご回答にご協力いただける予定です★（五十音順・敬称略）

猿渡 進平

医療法人 静光園 白川病院 医療連携室長

戸上 守

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 理事

永松 美起

鳥取県鳥取市福祉部長寿社会課 鳥取市中央包括支援センター 保健師

藤田 和子

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事

堀田 聡子

慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授

横山 麻衣

静岡県藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課 認知症地域支援推進員

自治体向け個別相談 申込方法

お気軽にご相談ください!

ご相談には事前のお申込みが必要です。

2026年2月27日（金）までに、以下または右のQRコードより
お申込みください。

【申込フォーム】 <https://forms.gle/6MucjL5btJ2boevy6>



※申込フォームにアクセスできない場合

事務局メールアドレスに、自治体名と問合せ内容を記載のうえご連絡ください。

（メールアドレス： 200010-mhlw-ninchishoshisaku-pr@ml.jri.co.jp）

対象	都道府県、市町村職員
費用	無料
受付事項	都道府県および市区町村における認知症基本法への対応や、 認知症施策推進計画の策定等に関するお問合せについて、 幅広くお受けします （例）認知症施策推進計画の策定方法やプロセス、 認知症の人および家族等の意見聴取について・・・等
回答方法	- 頂いたお問合せについては、厚生労働省および有識者からなる委員会にて内容を検討の上、メール・お電話等で回答いたします。内容によっては、オンライン相談（zoomなど）にも対応いたします。 - ご相談内容次第では、有識者とともに現地にお伺いし、座談会形式でご質問にお答えすることも可能です。ご希望の方は申込フォームからお問い合わせください。

問合せ先

株式会社日本総合研究所

（担当：降旗、長谷川）

メール： 200010-mhlw-ninchishoshisaku-pr@ml.jri.co.jp

